

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

（通知用）

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

区 分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
差引税額の合計額(注)	円	円	円
あなたの相続分	/		

(注)「差引税額の合計額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑭差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫）」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

区 分	賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
_____申告加算税に対応する本税の額	イ 円	ニ 円
重加算税に対応する本税の額	ロ 円	ホ 円
上記以外の本税の額	ハ 円	へ 円

(注) イからハ（変更決定の場合はニからへ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき 減少する 加算税の額」の計算

区 分	申告加算税			重加算税		
	賦課 決定額 円	変更決定後の 賦課決定額 円	納付すべき 減少する 額	賦課 決定額 円	変更決定後の 賦課決定額 円	納付すべき 減少する 額
①加算税の基礎となる税額(注)	0,000	0,000	/	0,000	0,000	/
②①に対応する加算税の割合	100	100		100	100	
③①のうち国税通則法第_____条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		/	/	
④③に対応する加算税の割合	5 100	5 100				
⑤①のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	0,000	0,000		/	/	
⑥⑤に対応する加算税の割合	10 100	10 100				
⑦加算税の額 (①×②と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円		円	円	

(注) 上記の加算税の基礎となる税額は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

区 分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
申告期限までに納付すべき税額(注)	円	円	円
あなたの相続分	/		

(注)「申告期限までに納付すべき税額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑳申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰-⑱）」欄の金額をいいます。

（ ）枚のうち（ ）枚目